【特集】国民健康保険税の仕組みや税率が変わります

《表紙》

内外海小の５・６年生20人が、宇久漁港から２㌔沖合の若狭湾で大敷網漁を体験しました。２隻の漁船に分かれて網が仕掛けてある水深30㍍の地点へ移動し、漁師さんといっしょに網を引き揚げました。大量のハマチやトビウオに、児童らは歓声を上げていました。

（6月4日）

広報 おばま 2008 7

国民健康保険税の 仕組み や 税率 が変わります

小浜市では、平成 20 年度から「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」が開始されたことに伴う後期高齢者支援金の創設や国民健康保険税（以下、国保税）の応能割（所得割、資産割）と応益割（均等割、平等割）を調整するため、税率、税額を改正しました。

また、10 月からは国保税を年金天引きで納めていただく「特別徴収」が始まります。国保税の仕組みや税率が変わりますのでお知らせします。

■問い合わせ　健康長寿課　☎内線 168

国保税の算定が３本立てに

①医療分　（０～ 74 歳対象）
②後期高齢者支援金分　（０～ 74 歳対象）
③介護分　（40 ～ 64 歳対象）
の合計が国保税として世帯主に課税されます

国保税の税率（年税額）

		平成 19 年度まで	平成 20 年度から
医療分【税率・税額改正】《0～74 歳》	所得割	7.3%	5.9%
	資産割	20.0%	22.8%
	均等割	36,000 円	26,000 円
	平等割	32,000 円	23,500 円
	（賦課限度額）	（560,000 円）	（470,000 円）
後期高齢者支援金分【新規】《0～74 歳》	所得割	―	1.6%
	資産割	―	7.2%
	均等割	―	7,000 円
	平等割	―	5,500 円
	（賦課限度額）	―	（120,000 円）
介護分【変更なし】《40～64 歳》	所得割	0.73%	0.73%
	資産割	5.0%	5.0%
	均等割	7,200 円	7,200 円
	平等割	4,600 円	4,600 円
	（賦課限度額）	（90,000 円）	（90,000 円）

合計したものが国保税

後期高齢者支援金分とは？

これまで国保税の医療分から、原則 75 歳以上の医療費の一部を「老人保健拠出金」として負担していました。しかし、4 月に長寿医療制度が開始されたことに伴い、「老人保健拠出金」から「後期高齢者支援金」という名称に変更して負担することになりました。そこで今回、医療分から区分けして明確にしたものが「後期高齢者支援金分」です

国保税の納税通知書は７月中旬に送付します !!

所得割・資産割・均等割・平等割って何？

所得割
加入者全員の前年中の「所得」に税率をかけて税額を算定します

資産割
本年度の都市計画税を除く固定資産税額に税率をかけて算定します

均等割
国民健康保険加入者の人数に応じて算定します
所得や資産がなくても算定されます

平等割
国民健康保険加入世帯ごとに算定します
加入者が何人でも税額は変わりません
所得や資産がなくても算定されます

10 月から国保税の年金天引きが始まります

年金天引き ⇨ **特別徴収**

納付書（納組含む）または口座振替 ⇨ **普通徴収**

特別徴収は、次の 4 項目すべてに該当する世帯が対象となります
①世帯主が国民健康保険加入者
②世帯内の国民健康保険加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満
※本年度中に 75 歳になる人がいる世帯は除きます
③世帯主の年金が年額 18 万円以上
④世帯主の介護保険料と国保税の合計額が、年金支給額の 2 分の 1 を超えない

【特別徴収（年金天引き）は 10 月から】

普通徴収			特別徴収（年金天引き）		
1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期
7 月	8 月	9 月	10 月	12 月	2 月

特別徴収の対象となる人は平成 20 年度に限り、7 月、8 月、9 月が普通徴収、10 月以降は年金支払い月（10 月、12 月、2 月）に特別徴収となります

特別徴収の条件に該当しない場合は、従来どおり普通徴収（納付書、口座振替）になります

※納付は口座振替が便利です

【普通徴収】　年税額を 8 期に

	1 期	2 期	3 期	4 期
納付月（月末）	7 月	8 月	9 月	10 月
	5 期	6 期	7 期	8 期
納付月（月末）	11 月	12 月	1 月	2 月

長寿医療制度の 保険料 について
（後期高齢者医療制度）

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料は、年金から差し引かれる場合と、納入通知書で納める場合があります。保険料の額と納め方については、７月中旬に郵送する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

☆すでに年金から保険料が差し引かれている人

引き続き、年金から差し引かれます

引き落とし日	４月15日	６月13日	８月15日	10月15日	12月15日	２月13日
内　容	仮徴収			本徴収		
	平成18年中の所得により計算した保険料の見込額のおよそ半分の額を３回に分け、４，６，８月支払いの年金から差し引かれます。 ※仮徴収額については、４月に送付した「保険料仮徴収額決定通知書」でお知らせしています			７月中旬にお知らせする保険料額は、平成19年中の所得により算定して確定した平成20年度の年間保険料額です。 ４月にお知らせした仮徴収額を４，６，８月に納付していただき、差額を10，12，２月の３回に分けて年金から納付していただくことになります。		

☆年金から保険料が差し引かれていない人

「保険料額決定通知書」に同封される「納入通知書」で、金融機関などに納めていただくことになります

対象　次の２つに該当する人

①保険料が差し引かれる対象となる年金の受給額が年額18万円未満の人

②介護保険料と合わせた額が、保険料が差し引かれる対象となる年金の受給額の２分の１を超える人

【４月１日に被用者保険から加入した人】

「本人」であった…７，８，９月を納入通知書で納めていただき、10月以降は年金から差し引かれます

扶養されていた…10月から年金から差し引かれます

保険料の納付月（月末）

第１期	７月
第２期	８月
第３期	９月
第４期	10月
第５期	11月
第６期	12月
第７期	21年１月
第８期	21年２月

保険料の納付は、口座振替が便利です

☆４月２日以降に加入した人

「保険料額決定通知書」に同封される「納入通知書」で、金融機関などに納めていただくことになります

長寿医療制度の創設による軽減

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設により、下記の条件に該当している人は一定期間軽減が受けられます。

国民健康保険から75歳以上の人が長寿医療制度に移行して、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入することになる場合

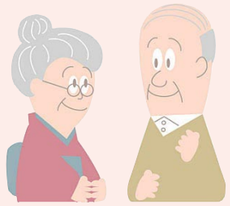

78歳（長寿）

73歳 国保

- 国民健康保険税の軽減を受けている世帯で、世帯構成や収入が変わらなければ、５年間は今までと同じ軽減を受けることができる
- 国民健康保険の加入者が１人になる場合は、５年間、平等割が半額になる

被用者保険（政管保険や共済組合、健康保険組合など）の被保険者（本人）である75歳以上の人が長寿医療制度に移行することにより、扶養されていた人（65歳～74歳）が新たに国民健康保険に加入することになる場合

75歳（社保・本人）
↓
（長寿）

65歳 社保 扶養 ↓ 国保

- ２年間、所得割や資産割が免除
- 均等割額が半額
- 国民健康保険加入者が扶養されていた人のみなら、平等割も半額

所得基準を下回る世帯には軽減制度

国保税は、加入者の収入申告に基づいて決められます。国の定める所得基準を下回る世帯については、国保税の均等割額と平等割額の６割または４割が減額されます。

※軽減の申請は不要です。収入申告をしていないと軽減の判定ができません。収入がない場合でも必ず申告してください

【軽減基準】

区分	前年の所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年税額	
			均等割（１人あたり）	平等割（１世帯あたり）
医療分	33万円	６割	10,400円	9,400円
	33万＋（24万５千円×世帯主を除く加入者数）	４割	15,600円	14,100円
後期高齢者支援金分	33万円	６割	2,800円	2,200円
	33万＋（24万５千円×世帯主を除く加入者数）	４割	4,200円	3,300円
介護分	33万円	６割	2,880円	1,840円
	33万＋（24万５千円×世帯主を除く加入者数）	４割	4,320円	2,760円